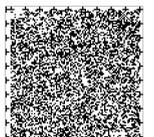


資料編

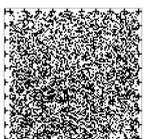
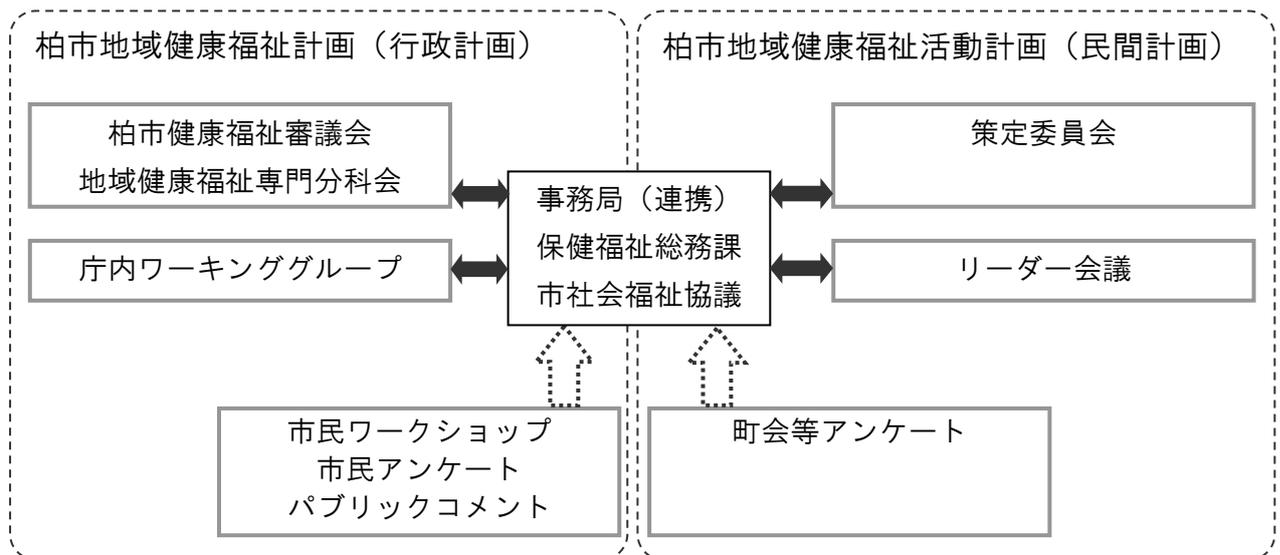


1 計画の策定体制・策定経過

(1) 策定体制図

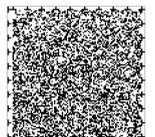
本計画の策定にあたっては、行政計画である「柏市地域健康福祉計画」を策定する柏市と、民間計画である「柏市地域健康福祉活動計画」を策定する市社会福祉協議会との間で連携を図りながら、一体となった計画づくりを行いました。

また、市民ワークショップや市民アンケート、パブリックコメント、町会等アンケートなどにより収集した市民の意識や意見と健康福祉をめぐる現状、さらに、今後の方向性などについて、市の職員で構成する庁内ワーキングにおいて検討し、計画の素案を作成し、柏市健康福祉審議会地域健康福祉専門分科会において専門的見地から審議を行い、計画の策定作業を進めました。なお、市社会福祉協議会では、職員で構成されるリーダー会議や有識者等により構成される策定委員会を通して計画の策定作業を進めました。



(2) 策定経過

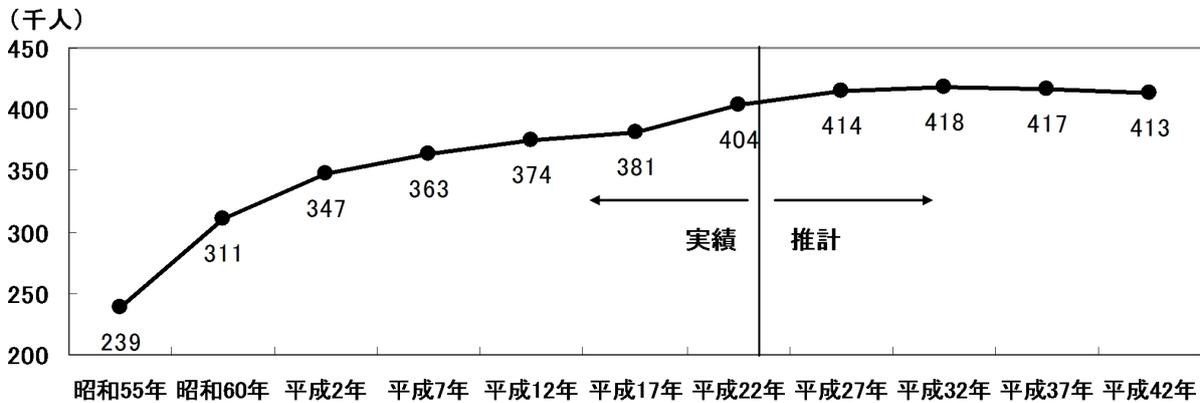
	柏市健康福祉 審議会	庁内ワーキンググループ	市民ワークショップ	その他
平成 24 年度				
平成 24 年 9 月	分科会①6 日			
10 月				18 日～31 日 市民アンケート
11 月	分科会②29 日		①17 日	
12 月		①17 日 ②27 日 ③17 日	②1 日 ③15 日	
平成 25 年 1 月				
2 月	分科会③21 日			
3 月				
平成 25 年度				
4 月				
5 月	全体会①16 日 (諮問)			
6 月		①7 日		
7 月	分科会①4 日	②10 日 ③19 日	①6 日	
8 月	分科会②1 日		②31 日	
9 月		④3 日	③14 日	
10 月	分科会③3 日		④5 日 ⑤19 日	
11 月	分科会④28 日	⑤1 日		
12 月				12 月 15 日～
平成 26 年 1 月		⑥21 日		1 月 15 日パブリック コメント
2 月	分科会⑤13 日 全体会②20 日 (答申)			
3 月				



2 柏市の地域健康福祉関連データ

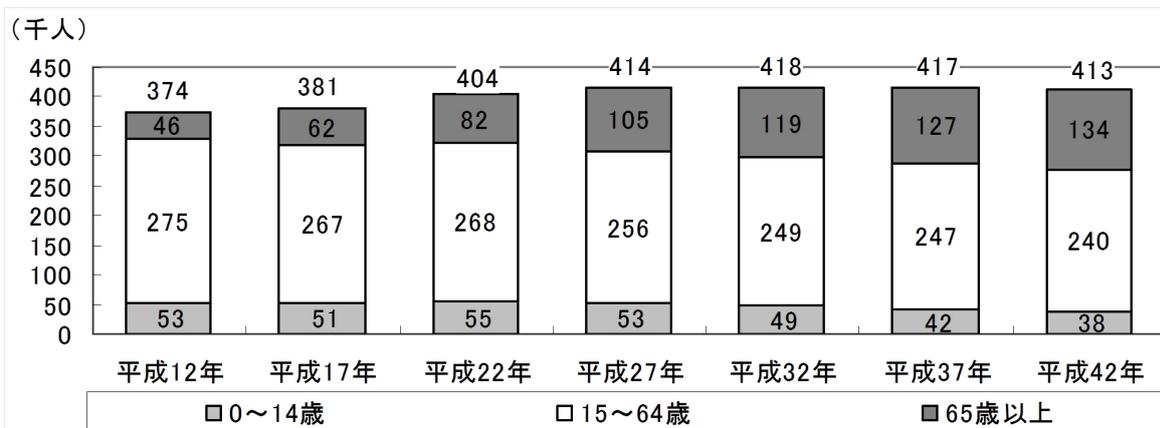
(1) 柏市の概況 計画書本編5ページ

① 総人口の推移・推計



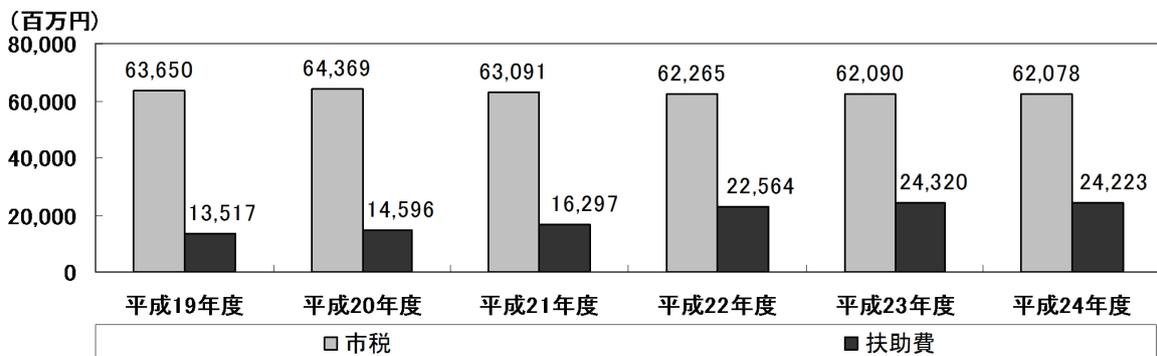
資料：柏市第四次総合計画

② 年齢3区分の推移・推計



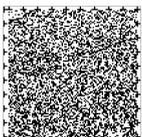
資料：柏市第四次総合計画

③ 財政状況

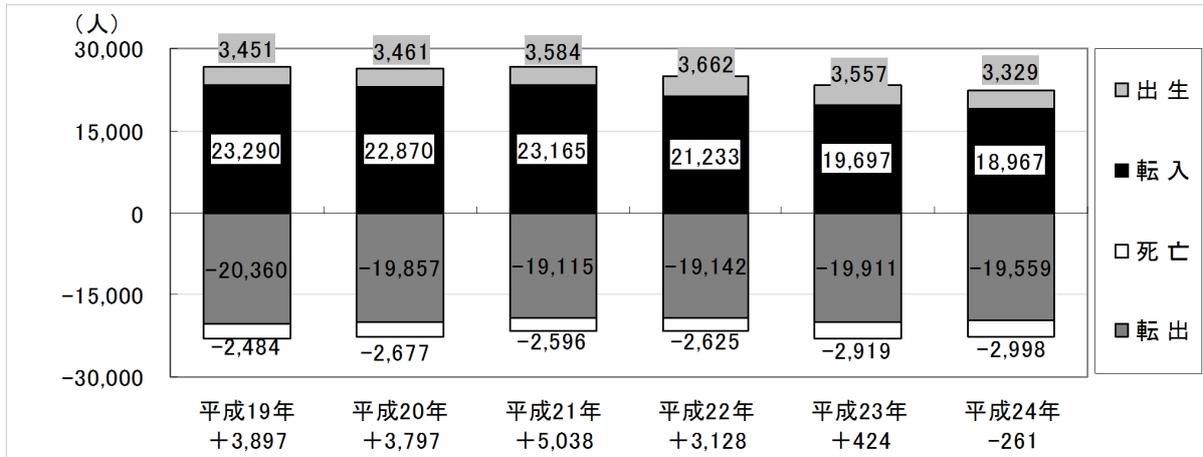


資料：平成24年度決算報告書

※扶助費とは、社会保障制度の一環として、各種法令（生活保護法、児童福祉法）や市の条例に基づき、被扶助者の生活を維持するために支給される経費のことです。

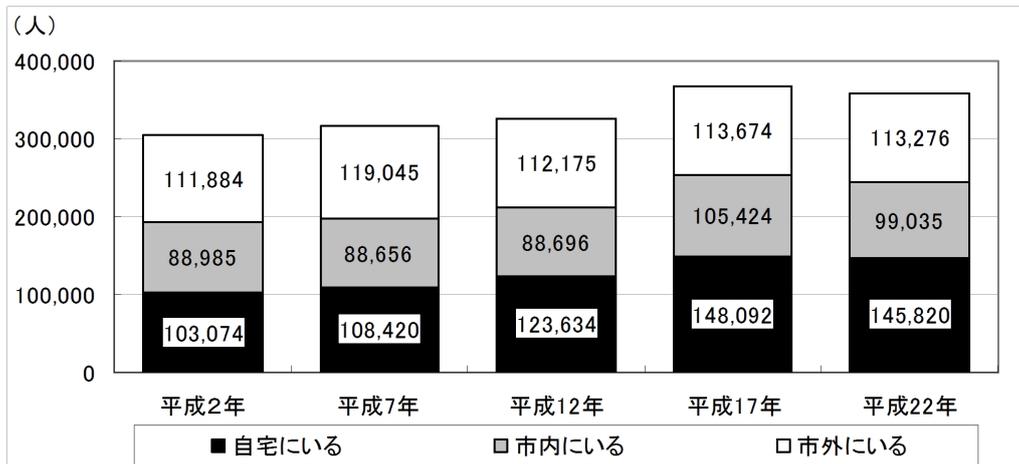


④人口移動の推移



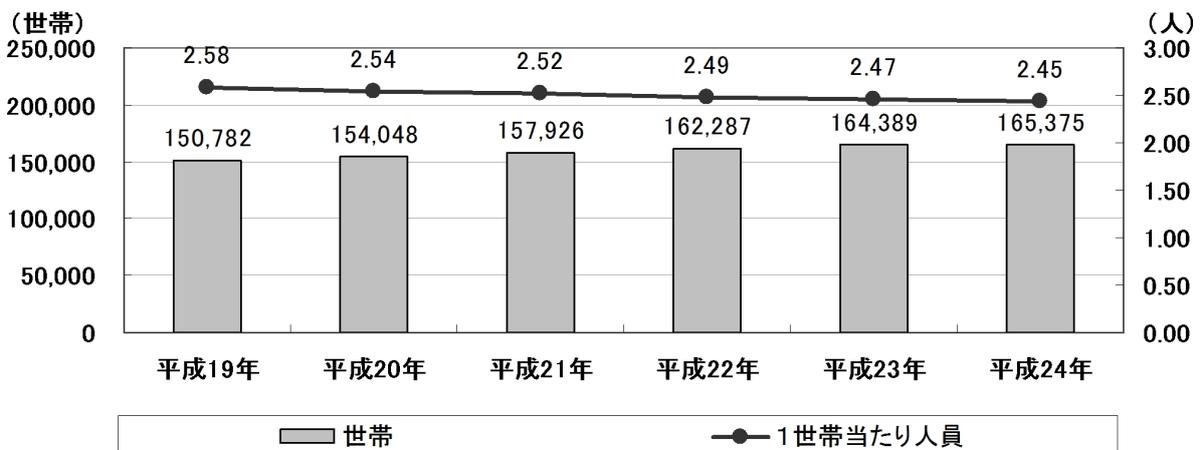
資料：千葉県毎月常住人口調査結果報告書

⑤常住地による人口

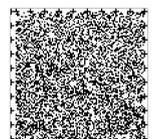


資料：平成22年国勢調査

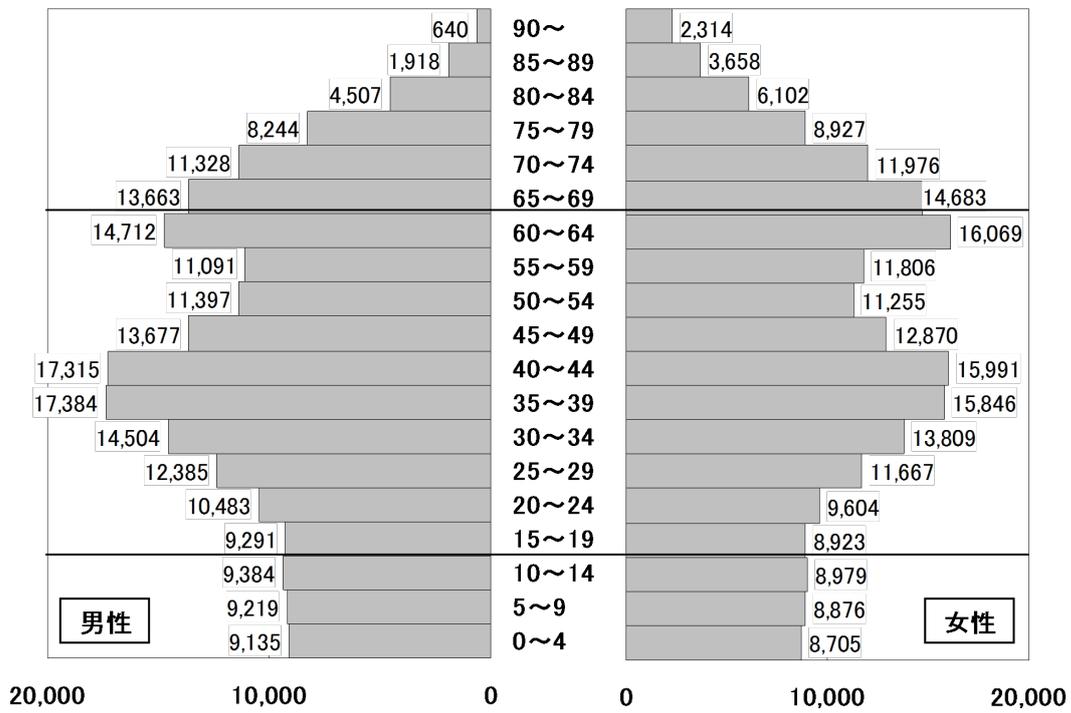
⑥世帯数及び1世帯あたりの人員



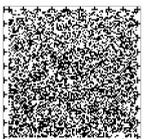
資料：市政概要（各年10月1日時点）



⑦人口ピラミッド

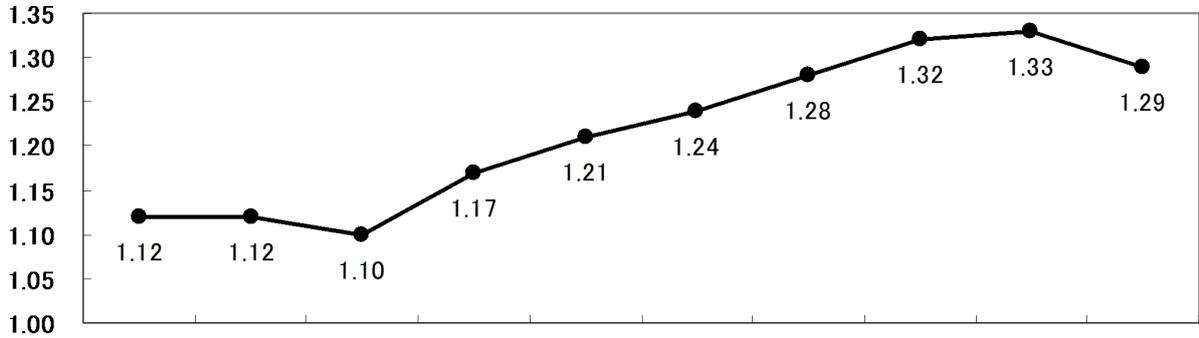


資料：住民基本台帳人口 平成 25 年 4 月 1 日時点



(2) 柏市民の状況 計画書本編6ページ

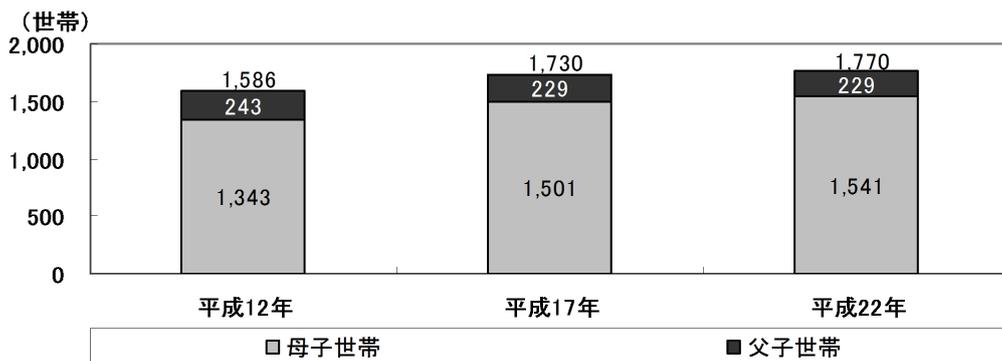
①合計特殊出生率の推移



平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年

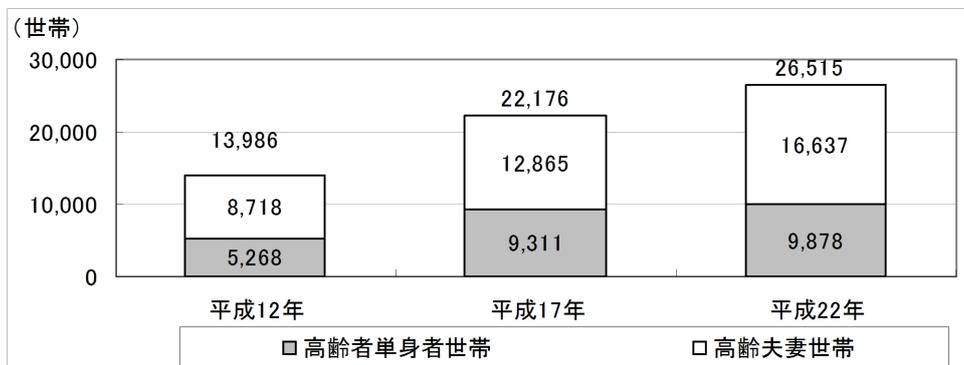
資料：千葉県

②母子・父子世帯の推移

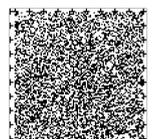


資料：平成22年国勢調査

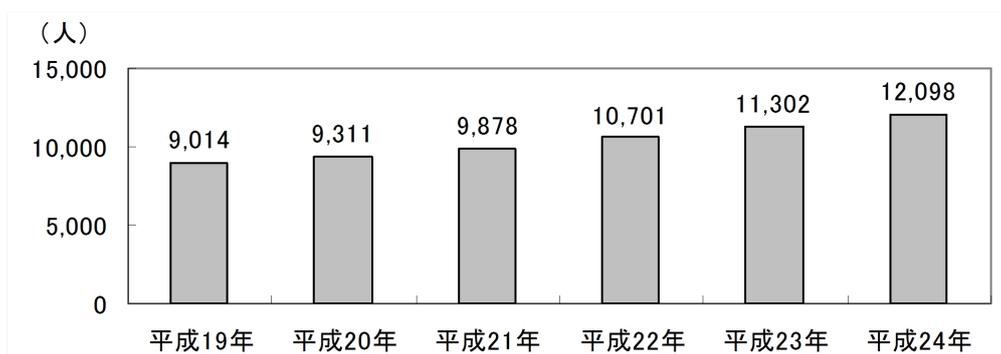
③高齢者のみ世帯の推移



資料：平成22年国勢調査

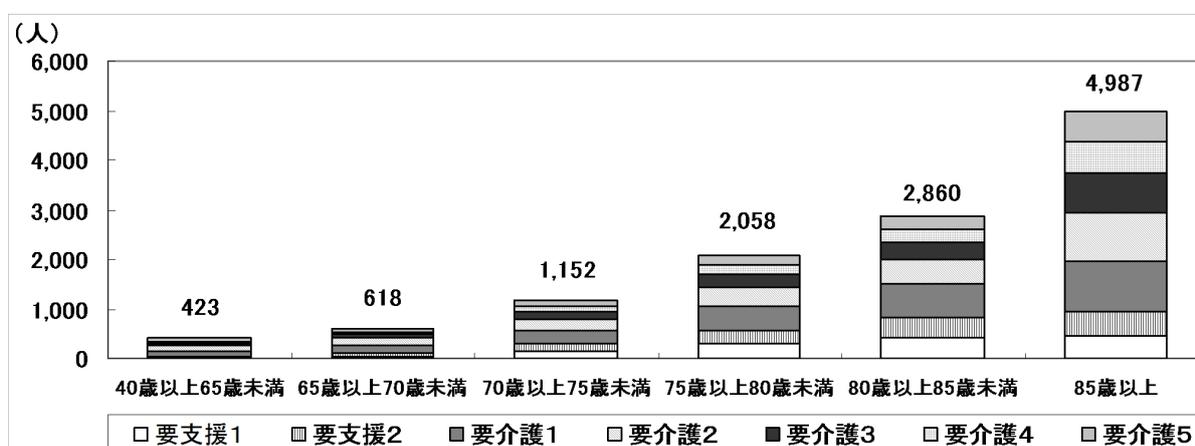


④介護保険要介護認定者の推移



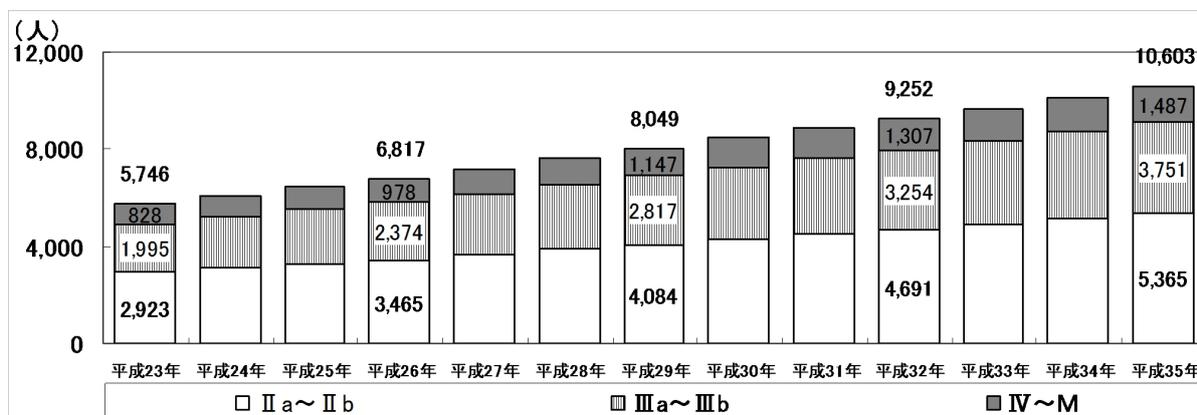
資料：市政概要

⑤年代別介護保険要介護認定率の状況



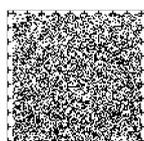
資料：介護保健事業状況報告平成25年3月時点

⑥認知症高齢者数の推計

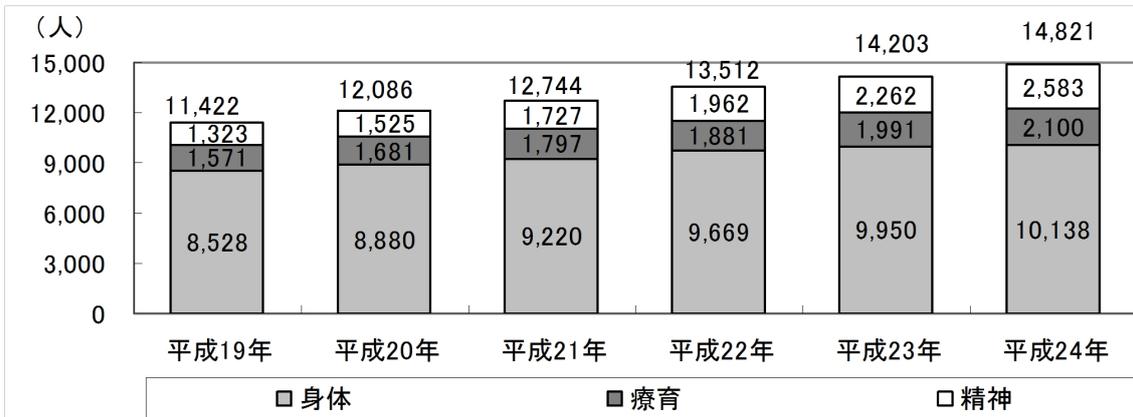


資料：第5期柏市高齢者いきいきプラン

※このグラフでは、認知症高齢者の「日常生活自立度Ⅱ以上」の推計を掲載しています。日常生活自立度とは、高齢者の認知症の程度とそれによる日常生活の自立度を客観的に把握するために要介護認定等をはじめ、広く医療・福祉現場で用いられる指標で、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、Ⅼ、Ⅽがあります。Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態にあることを示しており、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴになるほど重篤な状況を指します。

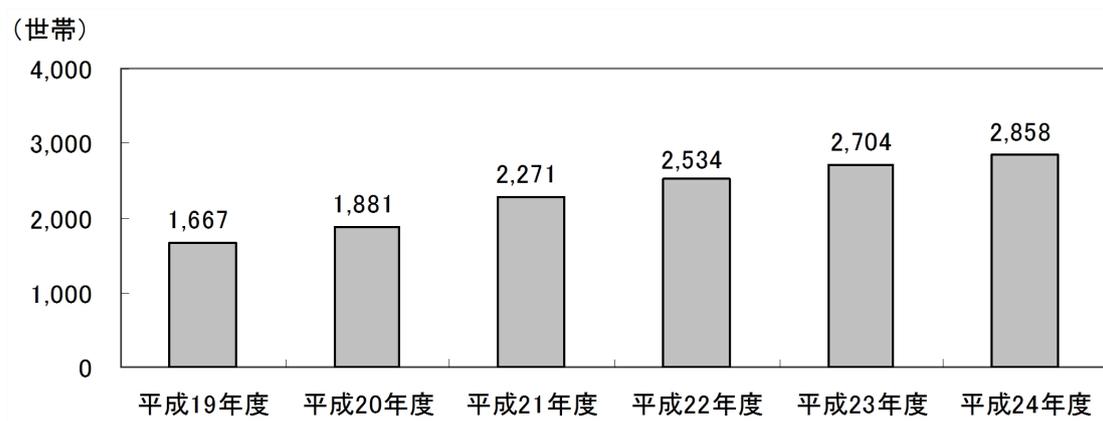


⑦障害者手帳所持者数の推移



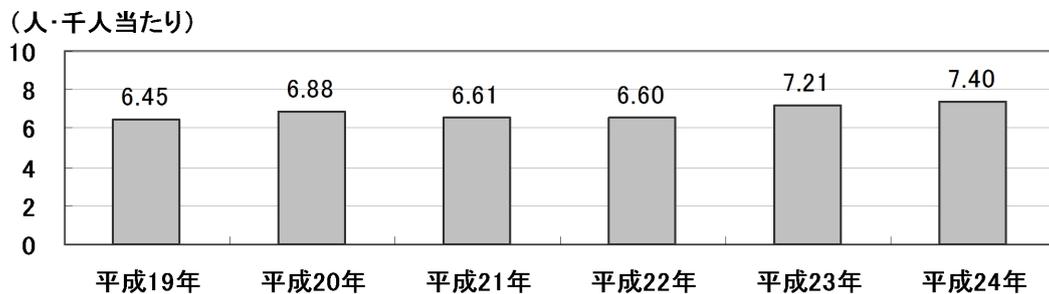
資料：柏市統計書・市政概要

⑧生活保護受給世帯数の推移

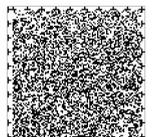


資料：柏市統計書・市政概要

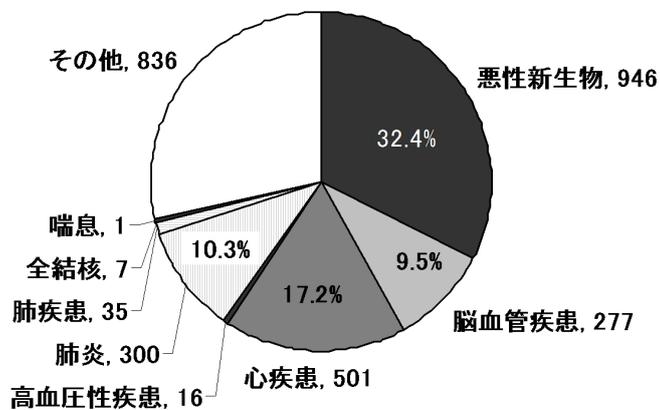
⑨死亡率の推移



資料：市政概要

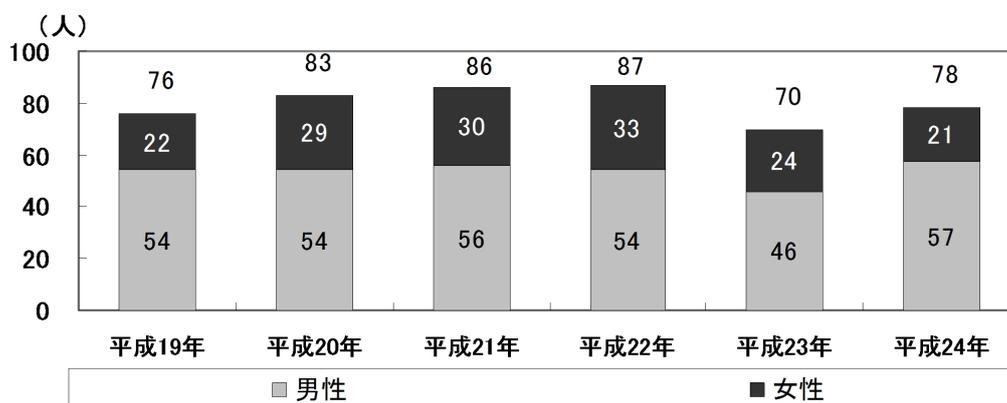


⑩主要死因の状況

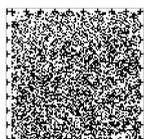


資料：柏市健康増進計画（平成23年度データ）

⑪自殺の状況

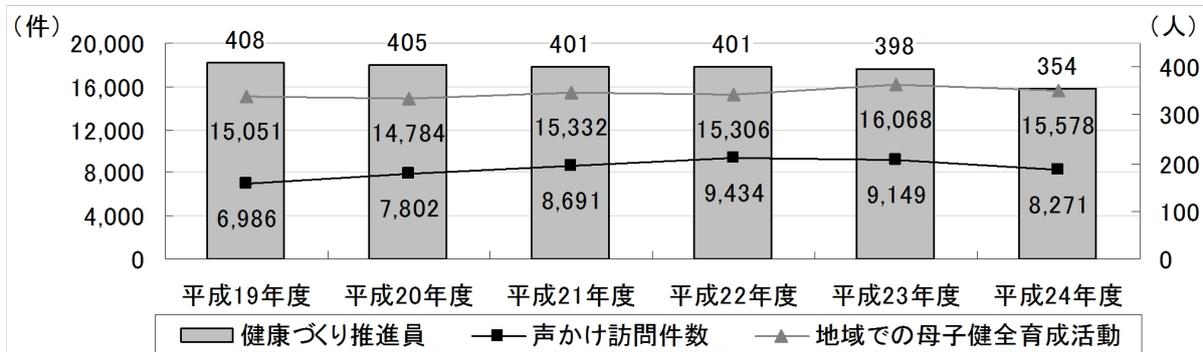


資料：厚生労働省人口動態統計



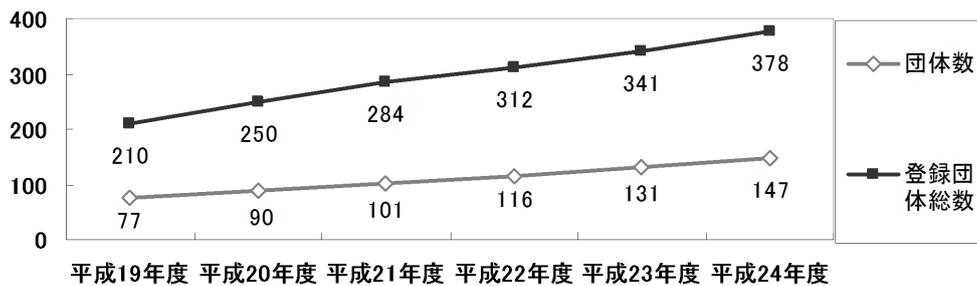
(3) 地域活動の状況 計画書本編6ページ

①健康づくり推進員の推移



資料：市政概要

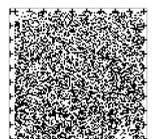
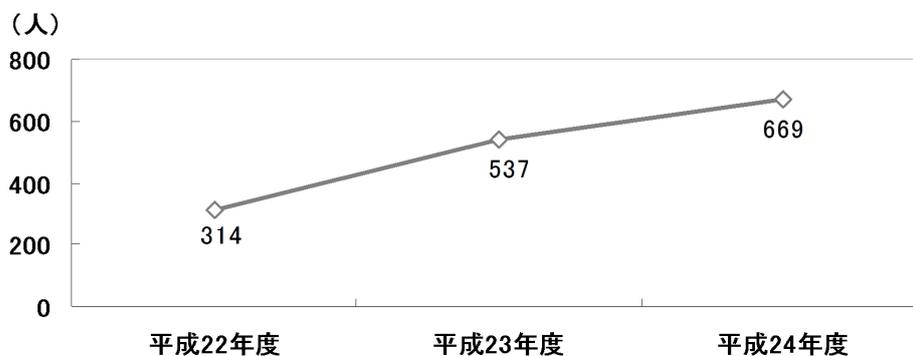
②市民公益活動団体数の推移（登録団体数）



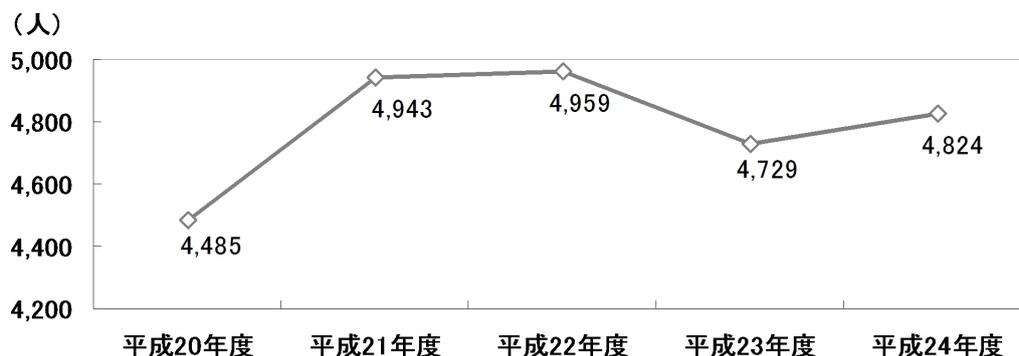
※市民公益活動団体とは、市民公益活動を行う法人又は団体のうち、柏市内に事務所があり、主として柏市内において市民活動を行う団体のことです。

資料：市政概要

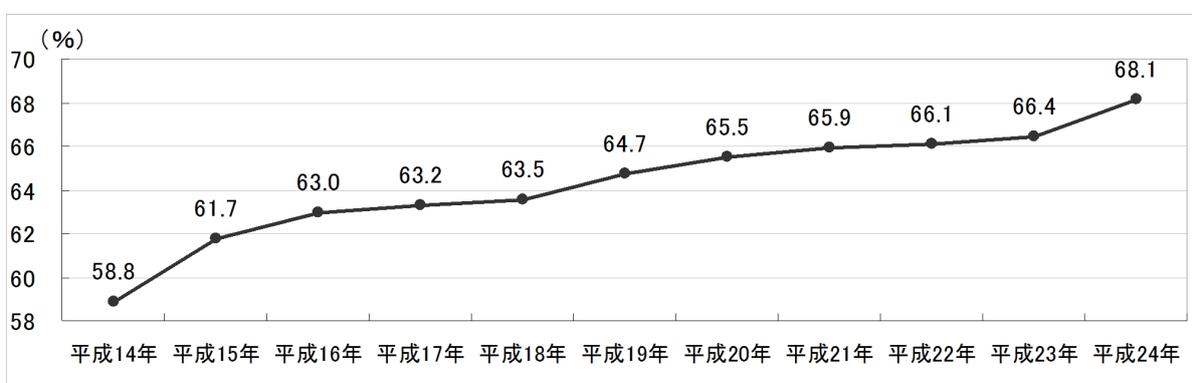
③介護支援サポーター数の推移



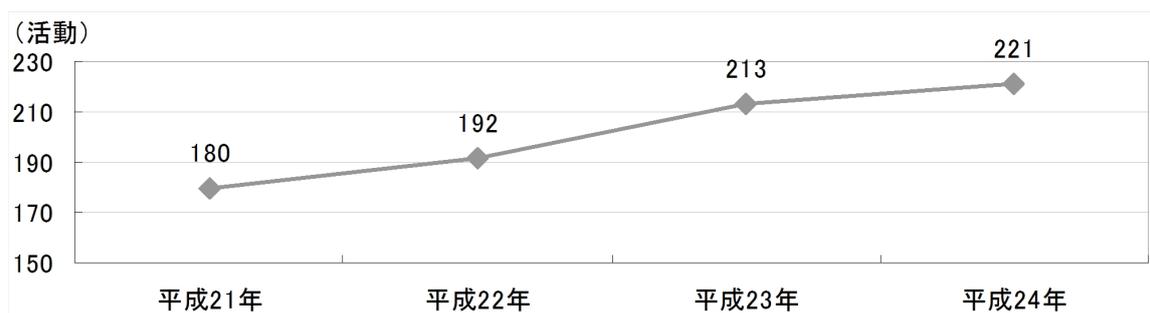
④学校支援ボランティア数の推移



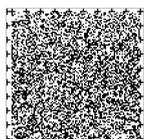
⑤自主防災組織の結成率（自主防災組織結成数/町会等数）



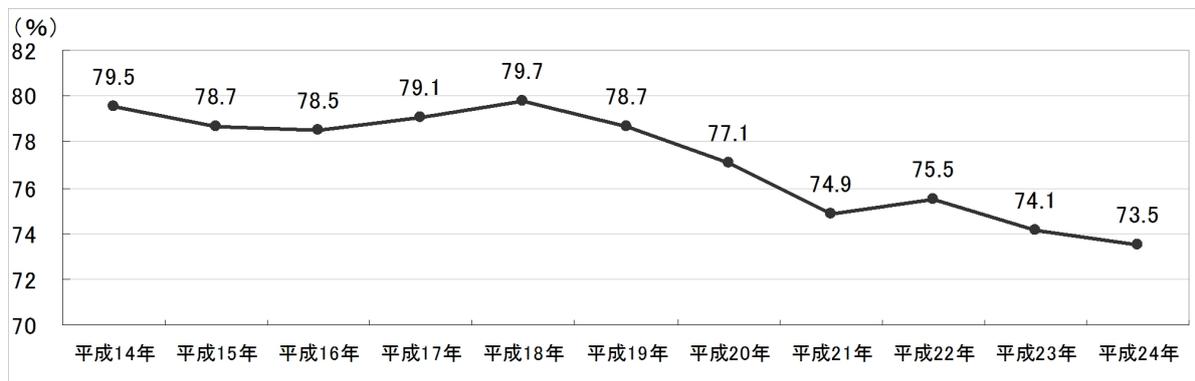
⑥支えあい活動（サロン*活動等）



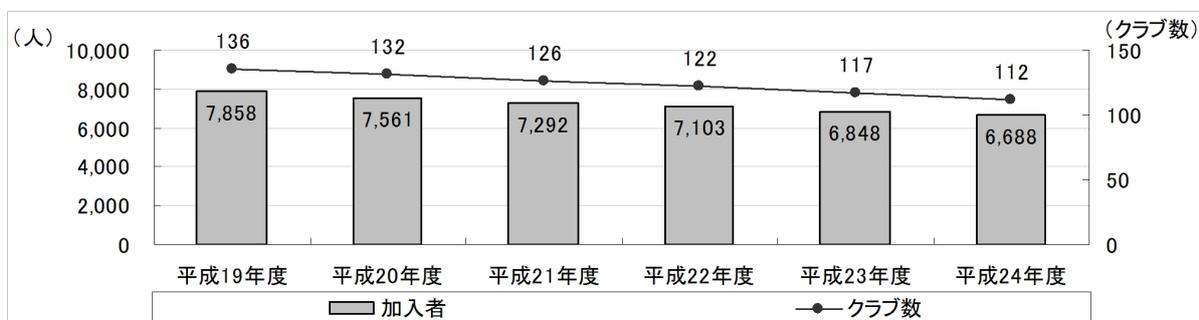
資料：柏市社会福祉協議会事業報告書



⑦町会等加入率の推移

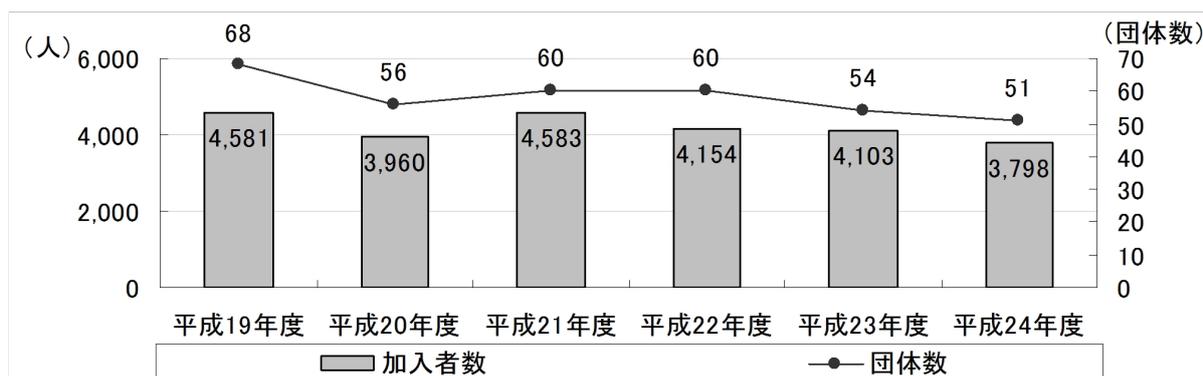


⑧老人クラブ数・加入者数の推移

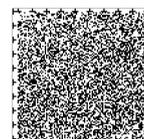


資料：市政概要

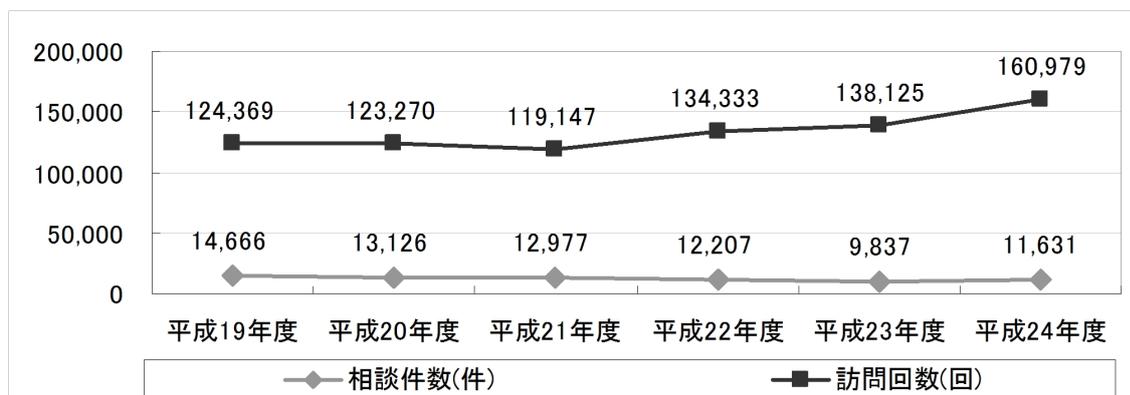
⑨子ども会団体数・加入者数の推移



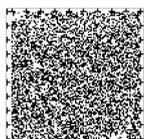
資料：市政概要



⑩民生委員・児童委員の活動状況

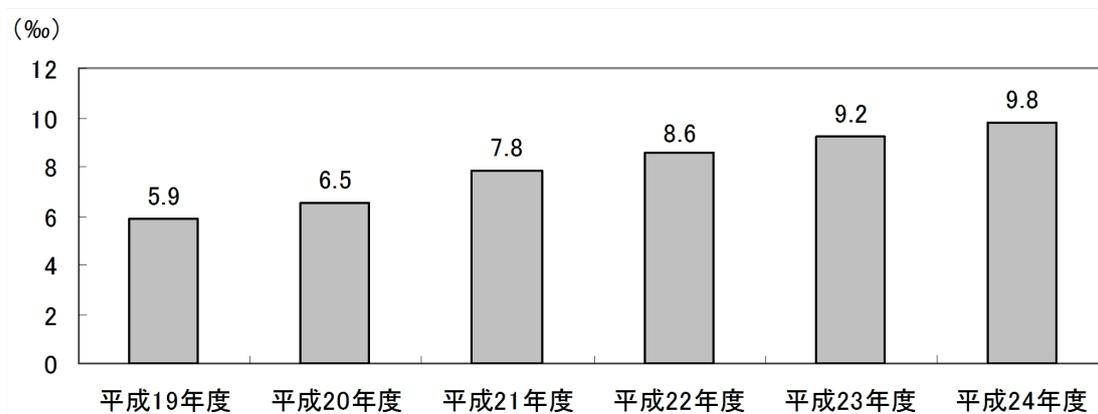


資料：健康福祉の概要



(4) 重点施策指標に関する状況 計画書本編57ページ

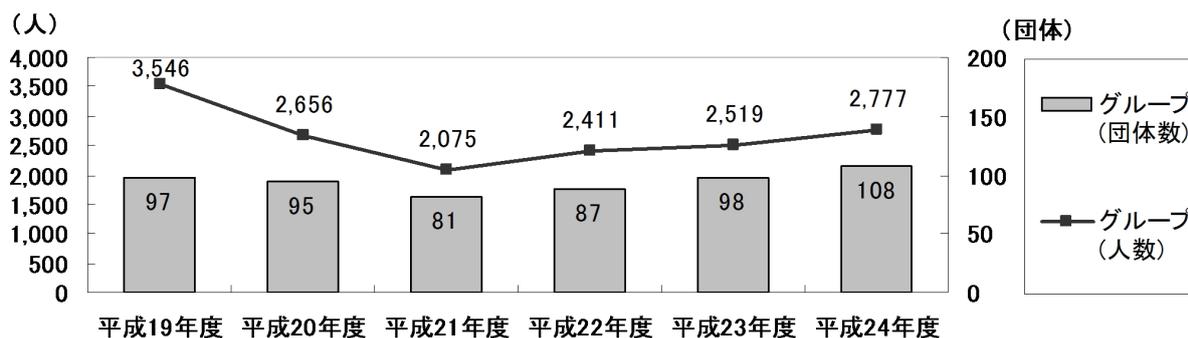
①生活保護 保護率



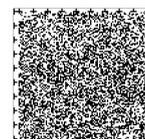
※保護率とは、生活保護を受給している被保護人員の割合で、千分率で示すものです。

資料：市政概要

②ボランティア登録者数



資料：柏市社会福祉協議会事業報告書



3 関連計画の概要

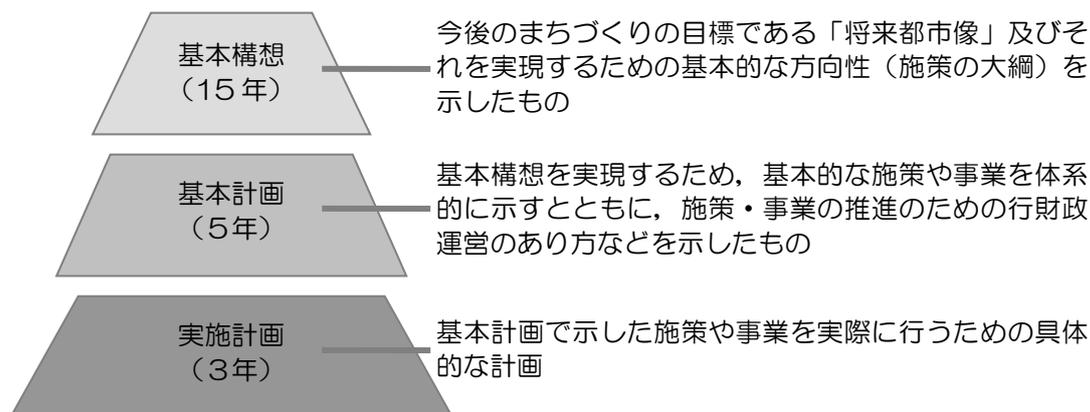
(1) 柏市総合計画



どんな計画？

- 柏市のあるべき姿とまちづくりの基本的な方向性を示した、市の最上位計画です。
- 総合的かつ計画的な市政運営を行うためのもので、15年の長期的なスパンで見た基本構想と、その実現のための施策や事業を示す5年間の基本計画、それらを実際に行うための3年間の実施計画という3本立てになっています。

■ 計画期間（第4次計画）



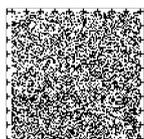
■ 後期基本計画で進めているもの

計画の実効性を高める5つの取り組み方針

- 1 分野横断的な実施体制の構築
- 2 優先する取り組みの明確化
- 3 成果指標の設定と評価の徹底
- 4 協働によるまちづくりの推進
- 5 行財政改革の推進

まちづくり重点テーマ

- 1 笑顔で子育てができるまちづくり
- 2 高齢者が元気なまちづくり
- 3 産業に活気があり人が集まるまちづくり
- 4 市民が安全・安心に暮らせるまちづくり
- 5 人と環境にやさしい低炭素先進都市のまちづくり

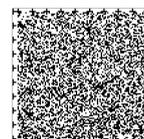


■将来都市像

みんなでつくる、安心、希望、支え合いのまち 柏

■体系

大分類	中分類	基本施策
第1章 市民との協働	第1節 情報提供, 市民参加	1. 市民参加の促進 2. 市政情報の提供
	第2節 コミュニティ, 市民活動	1. 地域コミュニティの活性化
	第3節 男女共同参画	1. 男女共同参画社会の確立
第2章 学習・交流	第1節 生涯学習	1. 生涯学習の推進
	第2節 幼児教育, 学校教育, 青少年の健全育成	1. 生きる力を育む学校教育の推進 2. 地域に信頼される学校づくり 3. 学校教育環境の整備 4. 青少年の健全育成の推進
	第3節 文化, 文化財	1. 文化の振興 2. 歴史・文化財の保全と活用
	第4節 スポーツ	1. スポーツを活かしたまちづくりの推進 2. スポーツ・レクリエーション活動の振興
	第5節 国際交流	1. 国際化の推進
第3章 活力・賑わい	第1節 都市拠点整備	1. つくばエクスプレス沿線地区のまちづくりの推進 2. 柏駅周辺地区の整備の推進
	第2節 商業, 工業, 農業, 雇用, 市場	1. 市内事業者の事業環境の整備 2. 新事業の創出支援 3. 都市農業の振興 4. 都市観光の振興 5. 企業立地の促進と雇用環境の充実 6. 卸売市場の活性化
第4章 環境共生	第1節 環境保全, 緑地, 治水	1. 緑の保全と創出 2. 治水と親水空間の形成
	第2節 環境整備, 廃棄物	1. より良い環境の整備 2. 資源循環型社会の形成
第5章 健康・福祉	第1節 健康づくり, 医療	1. 健康づくりの推進 2. 健康危機管理機能と体制の充実 3. 医療体制の整備
	第2節 健康福祉のまちづくり	1. 市民とつくる地域福祉の推進 2. 高齢者を支える体制の充実 3. 障害者を支える体制の充実 4. 高齢者・障害者等の自立支援の促進
	第3節 子育て支援	1. 母子保健の推進 2. 子育て環境の充実 3. 健やかな成長と自立支援
第6章 定住促進	第1節 都市基盤	1. 景観の保全と創造 2. バリアフリーの推進
	第2節 住宅・住環境, 上・下水道	1. 住宅・住環境の向上 2. 上水道の整備拡充 3. 下水道の普及促進
	第3節 防災, 消防・救急体制, 交通安全, 防犯, 消費生活	1. 防災・危機管理対策の推進 2. 消防・救急体制の向上 3. 交通安全・防犯体制の強化 4. 安心できる消費生活の実現 5. 基地対策の充実
	第4節 交通体系, 市街地整備	1. 市街地の整備 2. 総合交通体系の充実 3. 道路網の整備



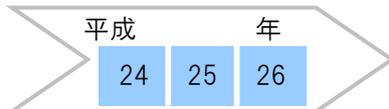
(2) 柏市高齢者いきいきプラン 21

どんな計画？

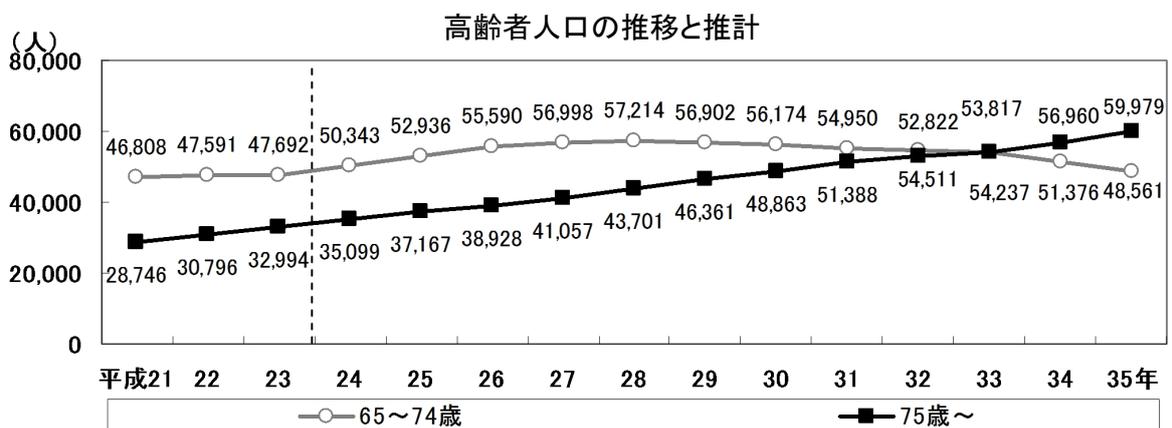


- 高齢者が、様々な心身の状況や生活環境にかかわらず、自らの意思で自身の尊厳を保ちながら、可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援する計画です。
- 健康状態が良いときは地域社会で元気に活躍でき、健康状態が悪化したときでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、
- 地域包括ケアシステムを実現していきます。

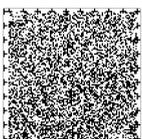
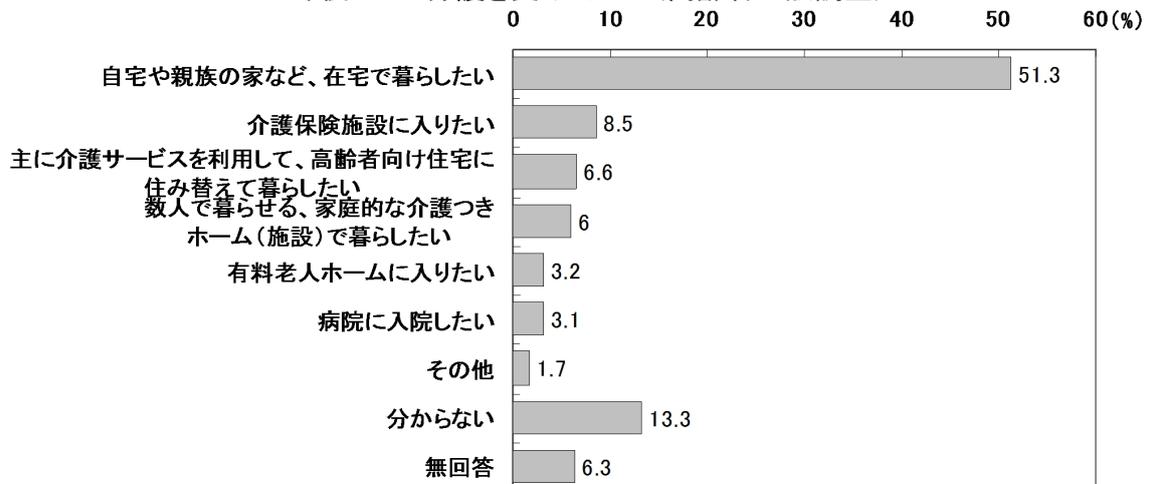
■計画期間（第5期計画）



■現状ピックアップ



今後どこで介護を受けたいか(高齢者一般調査)



■基本理念

全ての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で
安心していきいきと暮らすまち 柏

■体系

基本理念を支える基本方針

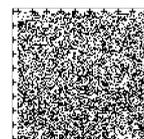
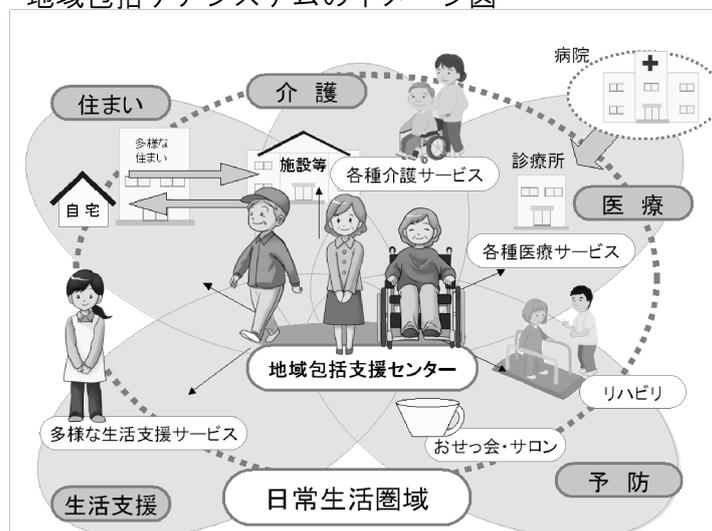
～「地域包括ケアシステム」の実現～

柏市が目指す姿

- ①基本理念に掲げる「まち」にむけて、地域包括ケアシステムの実現が必要です。
- ②元気な高齢者がこれまでの経験を活かし、自己実現できるまちを目指します。
- ③地域で支え合う仕組み・ネットワークづくりを目指します。
- ④施設並みの安心感が、在宅でも得られるようなまちを目指します。
- ⑤施設や病院、在宅の区別がなく、状態に応じ適切なサービスを受けることができる循環型システムの構築を目指します。

政策目標	重点施策
政策目標 1 いきいきとその人らしく暮らせるまちづくり	1：健康づくり・介護予防の取組みの推進 2：高齢者の積極的な社会参加の促進と能力の活用
政策目標 2 地域全体で高齢者を支える体制づくり	1：市民主体の支え合いづくり 2：地域包括支援センターの機能強化 3：高齢者の総合相談支援体制の充実 4：認知症にやさしいまちづくりの推進 5：権利擁護の取組みの強化
政策目標 3 利用者・家庭状況に応じたサービス提供基盤の整備	1：介護と医療の連携による循環型システムの創出 2：循環型システムを構築する各種サービスの充実 3：高齢者の多様な住まい方の支援 4：介護給付費等適正化の推進

地域包括ケアシステムのイメージ図



(3) 柏市障害者基本計画・柏市障害福祉計画（ノーマライゼーションかしわプラン）

どんな計画？



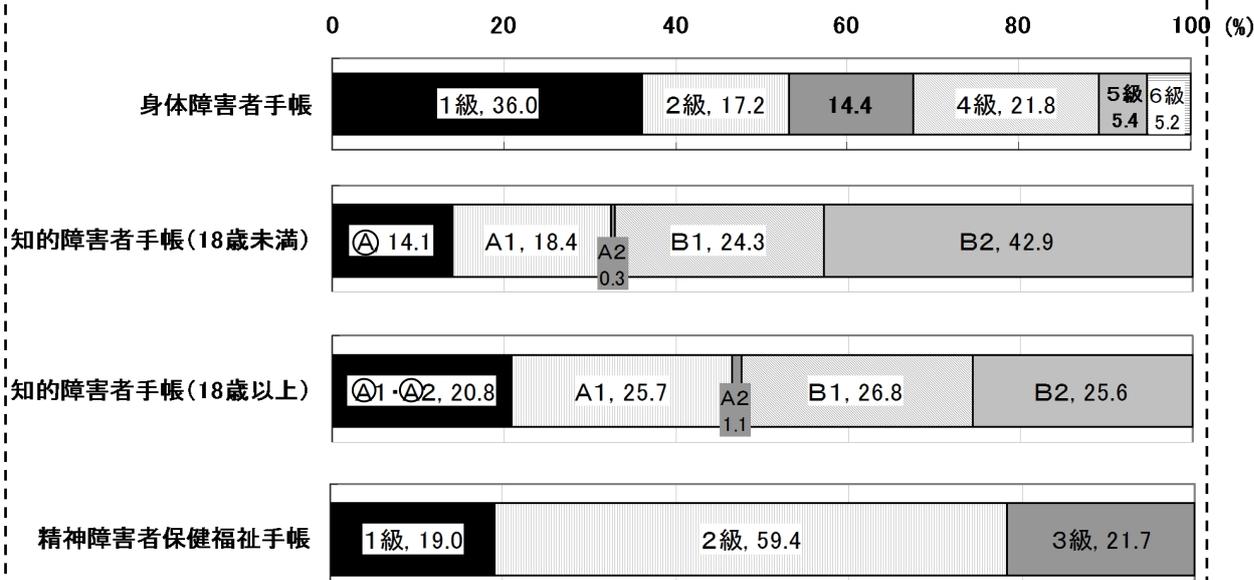
- 広範な障害者施策を盛り込んだ「障害者基本計画」と障害福祉サービス等の確保を行う「障害福祉計画」を一体的に策定したものです。
- 障害のある人もない人も、住み慣れた地域の中で安心してその人らしく社会の一員として共に地域で生活できるように、
- 協働と当事者参画で進めていきます。

■ 計画期間（第3期計画）



■ 現状ピックアップ

各種障害者手帳所持者内訳



※各種障害者手帳には症状に応じた等級があり、それぞれグラフの左側に行くほど重度、右側に行くほど軽度の等級となっています。



■基本理念

みんなで作る みんなで暮せるまち かしわ

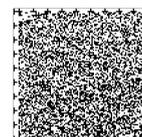
■体系

基本方針

- 1 権利としての地域生活の実現
- 2 バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会の整備
- 3 協働と当事者参画による推進

基本目標	重点施策
1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進	1 啓発・広報活動の充実 2 協働による福祉活動の充実
2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立	1 情報提供・コミュニケーション支援の充実 2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実 3 権利擁護体制の確立
3 暮らしを支えるサービスの充実	1 日常生活の支援 2 「居住の場」の確保 3 経済的支援の充実
4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進	1 就労の支援、促進 2 生涯学習活動の充実
5 子どもの成長への支援	1 保健・療育等の充実 2 学齢期への支援の充実（含む学校教育）
6 健康・医療体制の充実	1 健康管理・リハビリ等の支援 2 医療ケア体制の充実 3 精神保健の充実
7 安全・安心な生活環境の整備	1 福祉のまちづくり 2 安全対策（防災、防犯等）の推進

重点プロジェクト	1 相談支援体制の充実 2 就労支援の強化 3 居住環境の整備
----------	---------------------------------------



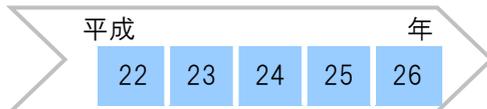
(4) 柏市次世代育成支援行動計画

どんな計画？

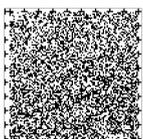
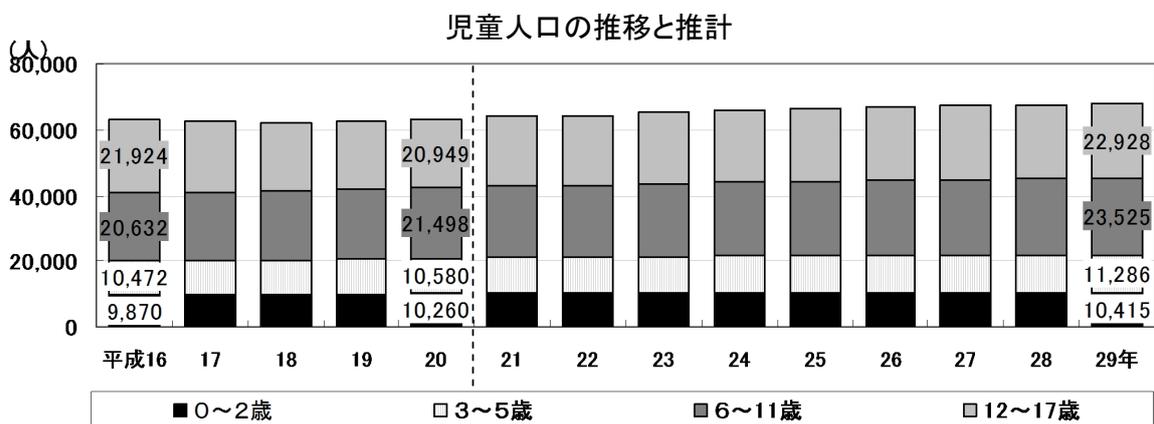


- すべての子どもたちと、子育てをするすべての親の、地域社会における人間関係作りと支え合いの輪を広げ、広く子育てを支援するための計画です。
- その基本には、市民が主体となって課題解決をする力を持ち（自立）、相互に支援し、その支援がやがて世代を超えて連鎖していけるように進めていきます。

■ 計画期間（後期行動計画）



■ 現状ピックアップ



■基本理念

ともに寄り添い支えあい、生きる力・育てる力をはぐくむまち かしわ

■体系

【“地”育】（地域づくり・人間関係づくり）
【自立】（生きる力をはぐくむ支援）
【支援】（育てる力をはぐくむ支援）
【見守り・保護】（ともに歩む支援）

基本目標	施策
1 地域ぐるみで子どもをそだてていくために	(1) 子育ての情報提供 ----- (2) 相談体制の充実と構築 ----- (3) 子育てについて学ぶ場の提供 ----- (4) 地域ぐるみで子どもをはぐくむ支援 ----- (5) 地域のなかで子どもが育つ環境の整備（居場所づくり）
2 仕事と家庭を両立するために	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発 ----- (2) 保育サービスの充実
3 親子が健康にすごすために	(1) 親子の健康づくり支援 ----- (2) 「食」を通じて健やかなこころとからだをはぐくむ支援 ----- (3) 思春期保健対策の推進 ----- (4) 周産期・小児医療体制の整備
4 心身ともに健やかに成長し、学びを深めていくために	(1) 次代を担う人づくり（幼児期の教育の充実） ----- (2) 確かな学力をはぐくむ教育 ----- (3) 豊かな心をはぐくむ教育 ----- (4) 健やかな体の育成 ----- (5) 信頼される学校づくり ----- (6) 地域の教育力をはぐくむ支援
5 すべての子どもが自分らしく成長できるように	(1) 子どもの権利を守るための環境整備 ----- (2) ひとり親家庭等の子育て支援 ----- (3) その子らしく健やかに成長するための支援（障害児等支援の充実）
6 安全安心に生活するために	(1) 子育てにやさしい生活環境の整備 ----- (2) 子ども等の安全の確保 ----- (3) 非行等の防止と有害環境対策の推進

重点プロジェクト	1 子どもの居場所づくりと子どもの成長支援 2 保育環境の整備と待機児童の解消 3 配慮が必要な児童・保護者への支援 4 子どもの安全の確保 5 市民との協働による計画推進と情報提供
----------	---



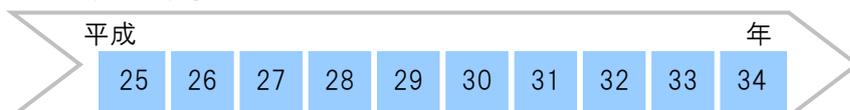
(5) 柏市健康増進計画

どんな計画？



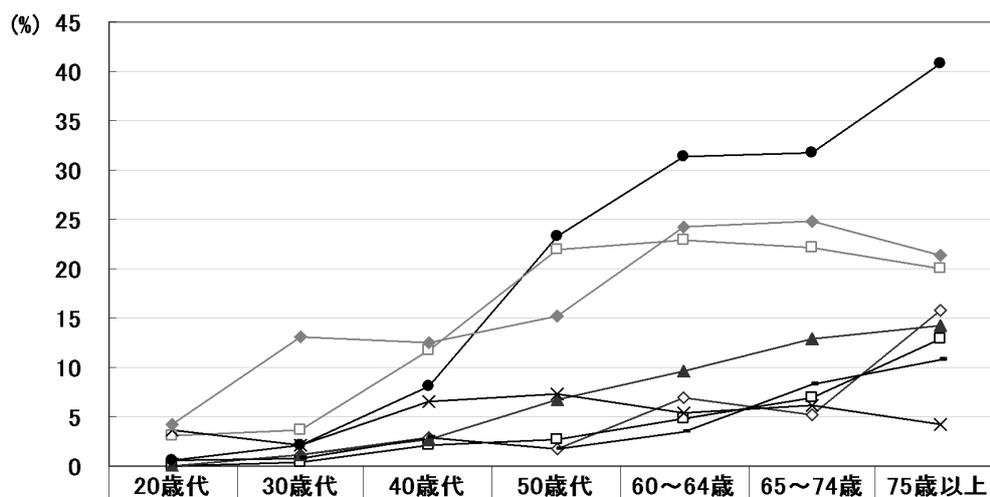
- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識を持って主体的に健康づくりに取り組むための指針となる計画です。
- 個人の健康づくりを、地域・行政・学校・企業などが一体となって社会全体で支援し、すべての市民が生涯健康で元気に暮らせるように進めています。

■ 計画期間

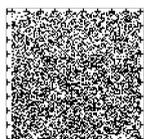


■ 現状ピックアップ

成人の疾病の指摘状況(平成 23 年度)



◇ 脳卒中	0.0	1.1	2.9	1.7	7.0	5.2	15.7
□ 心筋梗塞・狭心症	0.0	0.4	2.2	2.7	4.8	7.0	12.9
▲ 糖尿病	0.0	1.1	2.6	6.7	9.7	12.9	14.3
● 高血圧症	0.6	2.2	8.1	23.2	31.3	31.8	40.7
□ 脂質異常症	3.0	3.6	11.8	21.9	22.9	22.2	20.0
× 肝炎、肝機能障害	3.6	2.2	6.6	7.4	5.3	6.2	4.3
◆ 歯周病	4.2	13.0	12.5	15.2	24.2	24.8	21.4
— 骨粗しょう症	0.6	0.7	2.9	1.7	3.5	8.3	10.7



■方向性

まちを構成する「行政」，「地域」，「企業」等の全ての組織及び「全ての市民」が連携・協働し，生涯健康で元気に暮らせる社会形成を目指す

■体系

基本目標

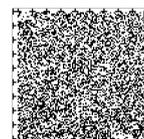
■健康寿命の延伸

市民一人ひとりの価値観や健康状態に応じた生きがいを持って，生涯にわたり生活の質を維持・向上できるよう，健康で自立して暮らすことのできる期間を延ばします。

■生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底

主要な死亡原因であるがんや循環器疾患に加え，重篤な合併症を引き起こす糖尿病，死亡原因として今後急速に増加が予想されるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）などの生活習慣病について，健康的な生活習慣の確立による発症予防及び重症化予防の徹底を図ります。

重点分野	目標値
1 栄養・食生活	適正体重を維持するための知識の普及 野菜の摂取量の増加 朝食を意識した，バランスのよい食生活の普及
2 身体活動・運動	運動習慣の定着 身体活動・運動に取り組みやすい環境づくり
3 休養・こころの健康	睡眠等による十分な休養の確保 上手なストレス解消 自殺予防対策
4 喫煙	喫煙・受動喫煙が及ぼす健康影響に関する知識の普及 受動喫煙の防止 禁煙の支援 未成年者の喫煙防止
5 飲酒	過度の飲酒が及ぼす健康影響及び適度な飲酒に関する知識の普及 健康被害のリスクを高める飲酒習慣の防止 未成年者の飲酒防止
6 歯・口腔の健康	歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及 定期的な歯科健康診査の受診勧奨 歯・口腔の健康づくりのための環境整備
7 糖尿病	若い世代からの糖尿病の発症予防と重症化予防 定期的な健康診査の受診
8 循環器疾患	若い世代からの循環器疾患の発症予防と重症化予防 定期的な健康診査の受診
9 がん	がんの発症を防ぐための生活習慣等に関する知識の普及 がん検診の受診



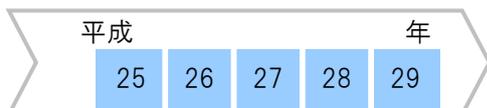
(6) 特定健康診査等実施計画

どんな計画？



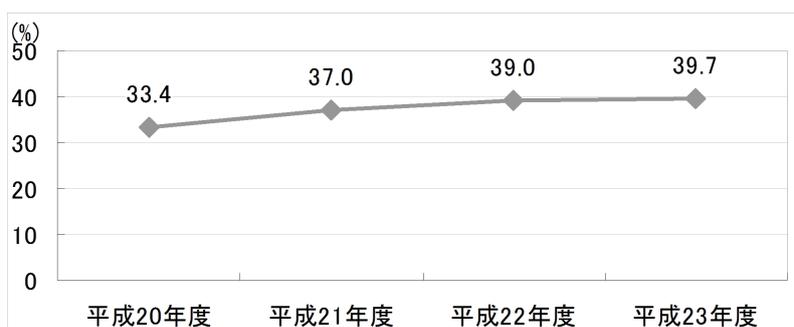
- 生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの被保険者を対象（柏市においては、柏市国民健康保険被保険者）とし、
- 特定健康診査及び特定保健指導を実施するための計画です。
- 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドローム該当者の割合などを目標値に掲げ、実施方法等も
- 記載する実施計画となっています。

■ 計画期間（第2期計画）

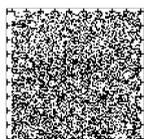
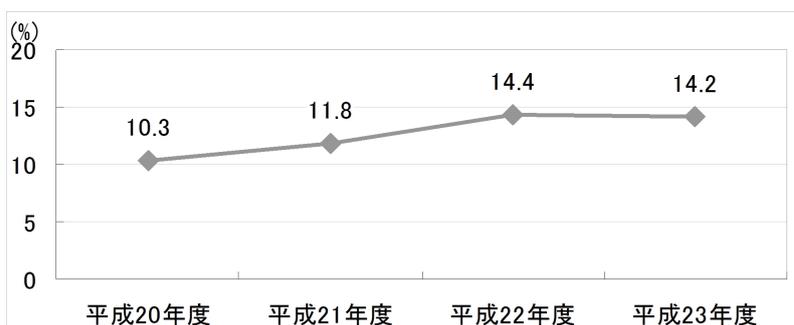


■ 現状ピックアップ

特定健康診査受診率



特定保健指導実施率



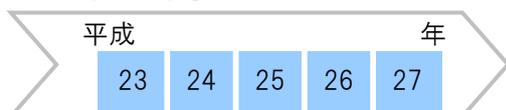
(7) 柏市保健所運営基本計画

どんな計画？



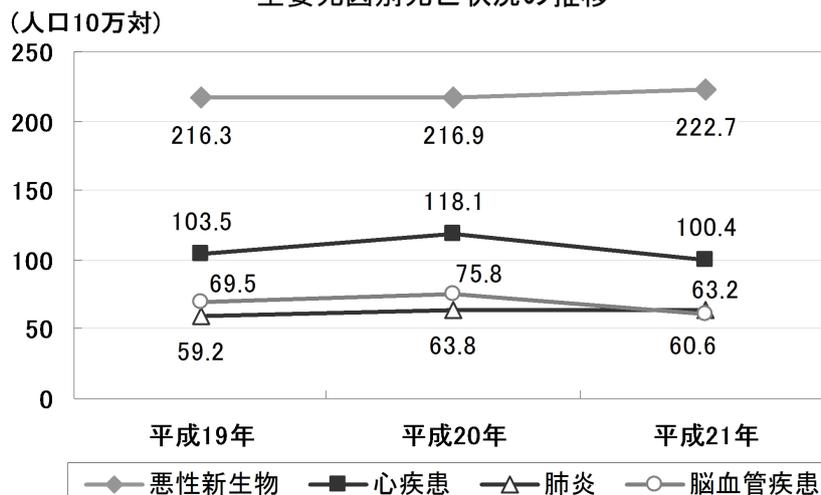
- 市民一人ひとりの生活の質が向上するための健康・安全・安心な社会を目指し、中核市保健所としての機能と役割を最大限に発揮するための計画です。
- 市民との協働、地域の限りある医療機関・保健医療福祉関係機関・NPO等との連携を推進していくことを基本的な考え方としています。

■計画期間



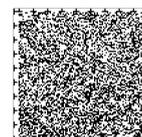
■現状ピックアップ

主要死因別死亡状況の推移



■体系

目標	施策
安全・安心な暮らしのために	1 市民が身近に感じる保健所を目指して 2 健康危機管理機能の強化と体制整備
健やかで活力ある暮らしのために	1 市民一人ひとりが積極的な健康づくりに取り組めるために 2 病気になったとしても安心して地域で暮らしていくために
計画の運用・管理	1 市民に期待される保健所の職員であるために 2 計画の着実な推進にあたって



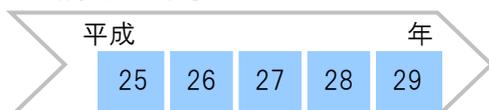
(8) 柏市立柏病院中期構想

どんな計画？

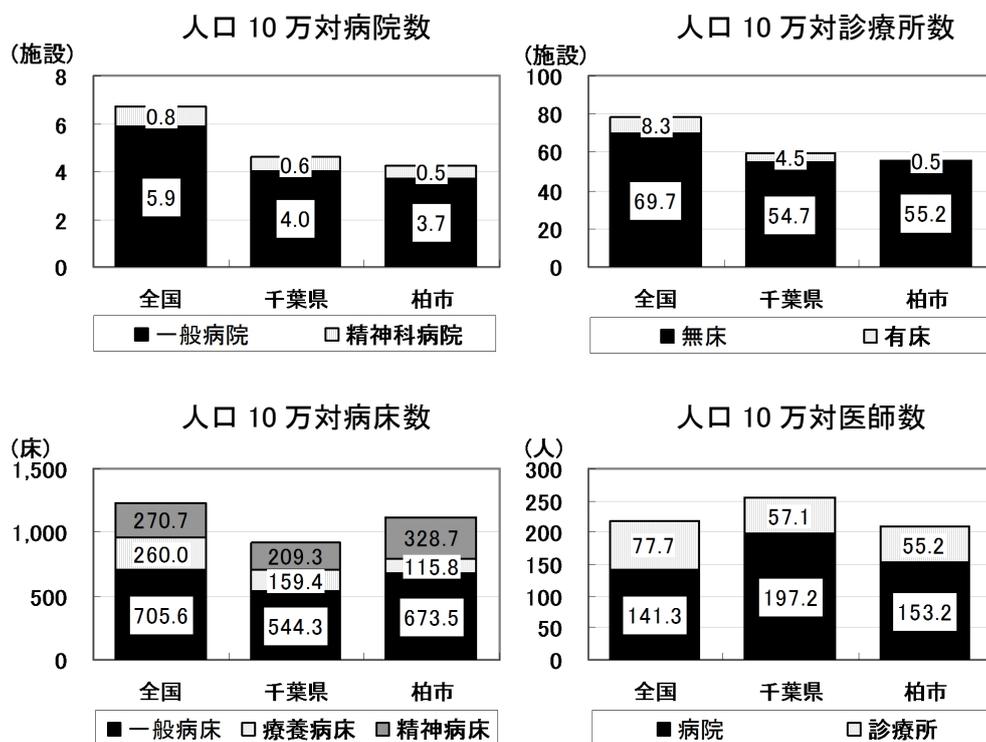


- 柏市の地域医療体制を強化することを最終目標として、市立病院の将来のあり方や今後の対応方針を示した計画です。
- この構想は、今後の市立病院の運営及び対応方針のベースとして位置づけられ、今後の各種の取り組みは、この構想を基軸に行います。なお、構想の期間は中期構想であり、概ね5年程度で取り組むものです。

■ 構想期間



■ 現状ピックアップ



4 市民ワークショップ結果概要

4-1 平成24年度市民ワークショップ

(1) 目的

市民の目線で、地域福祉の課題や第2期計画の取り組みを評価し、出てきた課題に対しては、その対応方法のアイデアを出し合い、今後の第3期計画の中に盛り込むことを目的として実施。

(2) 参加者募集方法

公募とアンケート調査票（4,000件配布）に同封した申し込み用紙により募集

(3) 実施日と参加者数

	日程	参加者数	内容
第1回	11月17日	13人	オリエンテーション／第2期計画の体系ごとに課題を共有
第2回	12月1日	17人	さらに深く課題を掘り下げ、市民目線で評価
第3回	12月15日	18人	各分野の課題に対して、今後の取り組みを検討

(4) 検討結果

第2期計画の柱に沿ってグループを形成し、第2回、第3回については固定グループで、各柱の内容について掘り下げていきました。以下、第2回の課題を受け、第3回の今後の取り組み案について、地域と行政に分けて検討していただいた結果概要を掲載します。

① 地域で支えあっていくために

地域で支えあうためのハード面（拠点の確保）とソフト面（人材育成の確保）を。

地域	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティカフェなど、地域住民のふれあい、集いの場をつくる・趣味が同じ人の集まりや講座をきっかけに、相互の助け合い等のネットワークを広げる・ふるさと会館を入りやすいよう開放し、常に集まれる環境にする・気楽に立ち話ができる町内会にする
行政	<ul style="list-style-type: none">・中学・高校時代から地域福祉活動に参加するよう学校とも連携する・情報をこまめに伝えていく

地域で集える場

地域	<ul style="list-style-type: none">・あいさつから近所のコミュニケーションアップを・何もしなくて良いたまり場をボランティアで設ける・町会会館や集会所を、気軽に集える場に発展させる・サロン活動を増やしたり、小さい子どもも連れて行ける場所など、若い人たちを引き込む
行政	<ul style="list-style-type: none">・地域の空き地や空き店舗利用の際、仲介や資金援助を・集う場維持のための補助（水光熱費など）



② 地域健康福祉を広げ、相談体制を充実するために

気軽に相談できる場

地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材による相談員の登用 ・町会別のホームページを作り情報提供する ・銀行やスーパー、若者向けはファーストフード店などとも連携して相談を受ける ・地域で相談にのった後、専門機関へつなぐことができる体制
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・相談場所は駅のそばや交通機関が便利な場所に設置し、夜間や休日でも相談できるように ・相談機関を様々な媒体を通じてアピールする ・相談窓口を一化する。ホームページでもワンクリックでたどりつけるように

③ 生涯を通じて健康にいきいきと暮らすために

ライフステージ別の社会参加・いきがい活動

地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で楽しい行事を行いファミリーで参加する ・防災行政無線を利用した市民運動（体操）など、全ての世代が行えるものを ・特技や趣味の活用
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた取り組みを行う ・ファミリーで健康づくりができる場とプログラムを

④ その人らしく生きるために

地域で支えるための環境づくり

地域	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い旗、黄色い旗を日常にも活用するなど、HELP を自分で出す仕組みをつくる ・民生委員をサポートするボランティアを育成する ・講座や体験に自主的に参加し基礎知識を習得するなど、意識づくりと知識を習得する
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での福祉の時間や思いやり運動週間、現場見学などの意識づくりのシステムづくり ・福祉の全体図を分かりやすく示したり、地域福祉の情報紙「紙ひこうき」のような小さなお知らせを発行する

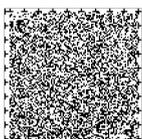
⑤ 地域の中で安全安心に暮らすために

災害時及び平常時における弱者援護対策

地域	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から隣近所の方と交流を深め顔見知りになる ・平常時から各団体間でのネットワークを形成し、弱者の見守りをする ・防災 DIG 図上訓練による情報共有や、危険箇所を地域で確かめてマップにして配布 ・防災訓練をこまめに行う
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・K-Net をPR する



平成 24 年度市民ワークショップメンバー



4-2 平成 25 年度市民ワークショップ

(1) 目的

計画策定に当たり、市民の生の声を聞くこと、また、計画策定及び推進に当たっての市民・地域・行政の役割分担を検討することを目的として実施。

(2) 参加者募集方法

- ・平成 24 年度市民ワークショップに参加した人に案内を送付
- ・広報かしわ、かしわシティネット(柏市HP)等による募集

(3) 実施日と参加者数

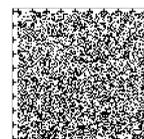
	日程	参加者数	内容
第 1 回	7 月 6 日	18 人	・ワークショップの目的について ・地域健康福祉の現状や第 3 期柏市地域健康福祉計画について
第 2 回	8 月 31 日	24 人	・柱 1 みんなで支えあえる地域づくり
第 3 回	9 月 14 日	22 人	・柱 2 情報発信と相談体制づくり
第 4 回	10 月 5 日	17 人	・柱 3 健やかに暮らせる地域づくり
第 5 回	10 月 19 日	17 人	・柱 4 安全安心に暮らせる地域づくり

(4) 結果

第 2 回以降は各回、参加者の興味があるテーマに移動していただきました。毎回異なるメンバーで、テーマに基づく課題やそれらを解決するにあたってのアイデア、その中でも地域で取り組むアイデアについて検討していただいた結果を掲載します。

①柱 1 みんなで支えあえる地域づくり

組織的な活動の活性化
・市からの情報を町会などが市民にうまく伝えていく ・子どもを巻き込んだ活動・イベントを実施する(ごみゼロ運動、ラジオ体操、高齢者の生活支援に子どもの活用ができる仕組みをつくる) ・地縁型組織が目的型組織をうまく活用する(イベントの運営、サロンを活用した見守りなど)
担い手を増やし、コーディネート機能を充実
・周りの方に興味・関心を持って声をかける(コーディネーター養成のシステムは行政が作る。コーディネーターだけでなく実際に活動する人が必要)
活動や交流の「場」の創出
・いつでも気軽にふらっと集える場を作る ・地域の人がどんな交流や場を求めているかを把握する ・地域の交流の場の情報を発信する

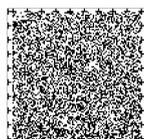


②柱2 情報発信と相談体制づくり

情報発信
○情報が必要だけと得られていない人に、どう伝えたらいいだろう… <ul style="list-style-type: none">・空き家、店舗を利用した小規模な拠点で活動したり集う人々が情報を共有する
○人材や資源など地域の情報が整理されていない <ul style="list-style-type: none">・現在ある自治会・町会などの組織を活性化し、優秀な人材を発掘し整理する・個人情報保護法の過剰反応を是正し、共助で取り組んでいく機運を作る
○ボランティアとか何かやってみたいけど、情報がなくてどう踏み出していかわからない <ul style="list-style-type: none">・ごみ拾いなどによって地域コミュニティの活性化につなげる
相談体制
○地域でだれに相談していいかわからない <ul style="list-style-type: none">・町会などに相談のアドバイスを受けられる専門的な人材を置く・地域のサロンを増やし、そこに相談窓口や相談員を置く

③柱3 健やかに暮らせる地域づくり

地域を核とした健康づくりについて
○健康知識の共有 <ul style="list-style-type: none">・様々なメニューが選べる、盛りだくさんなサロンを開催する（貯筋体操、お茶の間体操、笑いヨガ、ゆる体操、介護予防のためのレクゲームなど）・ウォーキングを広める（ノルデックウォークやインターバルウォークのやり方指導をしてもらい広める、ウォーキングロードモデルの普及など）
○近くに活動の場がない <ul style="list-style-type: none">・訪問で、押しかけサロンを開催する・空き家の活用
地域における救急医療や在宅で暮らせるための医療について
○信頼できるかかりつけ医を持つ <ul style="list-style-type: none">・地域医療情報の一覧を各戸に配布するなど、地域内の病院、診療所などの情報提供をする・町会と医療機関との交流
○救急車の適正利用 <ul style="list-style-type: none">・救急の講習会を実施する・不正利用の実例公表
○医療情報の地域拠点（包括支援センターのような）・医療従事者の発掘 <ul style="list-style-type: none">・医療情報センター等を設置し、相談拠点にも活用する・医療支援ボランティアの育成
地域の中での生きがい活動について
○男性の力を地域で引き出せていない <ul style="list-style-type: none">・個人の持っている能力・特技を上手く活かせる組織づくりをする（おやじの会や、生涯学習の中で資格を生かす、町会でボランティアの登録をする など）・地域インターンシップ制度をつくる
○孤立している状況が増えている <ul style="list-style-type: none">・誰でも参加できるふれあいの場を多くする（おせっかいサロン、コミュニティカフェのような居場所、他人とおしゃべりの時間を作る工夫など）・町会などの組織に福祉部を作り、まずは相談できるような仕組みを作る
○情報の受信・発信が上手くできていない <ul style="list-style-type: none">・違う世代と出会うイベントを作る・ボランティアを提供する人、ボランティアを必要とする人の情報を分かりやすくする・趣味などを通じて、活動をし、地域の皆さんと交流を広げる

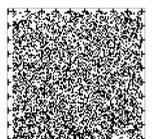


④柱4 安全安心に暮らせる地域づくり

防災・防犯の取り組みがあり、安全安心に暮らせる地域
<p>○防災における連絡方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に近所の人と、防災に関する話を井戸端会議の話題にすると良い ・危険地区を歩いて地域の人達で確認する <p>○防犯・空巣、車上ねらい、オレオレ詐欺等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のパトロールをこまめに行う（集団でするのも良いが、こまめにパトロール中の時間を続ける方が一層良い） ・近隣同士で目配りの習慣をつける
誰もが“権利”を守られ、安全・安心に暮らせる地域
<p>○「困っている」ことを発信できない（本人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、親睦会を作ったり、お祭りなど地域のイベントを活性化させ、困っていることを本人が発信しやすい雰囲気をつくる ・困ったことを普段から「みんなで」言い合い、地域で見守る制度を確立 <p>○問題を認めない（近くの人が）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助けてくれる制度や支援センターなどの情報提供をする <p>○問題が深刻化するまで気がつかない（周囲の人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体が出している情報を、地域が気にしながら様々な知識を共有しておく ・誰に相談して良いかわからない場合、「～なら私が相談できます。」といった役割を地域で作る
移動や住まいが保障され、安全安心に暮らせる地域
<p>○移動手段の充実、スーパーの大型化、買物、ゴミ出し、通院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出し、付き添い等のボランティア組織を作る ・届けてくれる店を、困っている人に教えてあげる <p>○体づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域でもラジオ体操を組織化するなど、まずは足腰が丈夫にいられるよう予防する <p>○人間関係、個人情報の壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困りごとはみんなで考えて解決する ・よくばりサロン デイサービス代わりにもなるたくさんのメニュー ・暮らしに役立つミニコミ新聞の発行 情報発信



平成 25 年度市民ワークショップメンバー



5 柏市健康福祉審議会条例及び柏市健康福祉審議会地域健康福祉専門分科会委員名簿

(1) 柏市健康福祉審議会条例

平成 19 年 12 月 26 日

条例第 46 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項(法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第 25 条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験者



(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 臨時委員の任期は2年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

- 第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。
- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者健康福祉専門分科会
- (3) 児童健康福祉専門分科会
- (4) 高齢者健康福祉専門分科会
- (5) 地域健康福祉専門分科会
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

- 第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。
- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。
- 3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
- 5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。



(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項
- (2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項
- (3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
- (4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項

2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。

4 審議会は、第1項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第7条第1項第6号の規則で定める専門分科会の所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査部会)

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定に関する事項

3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

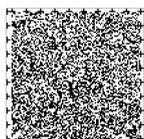
4 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

5 第5条(第1項を除く。)及び第6条の規定は、審査部会について準用する。

6 審議会は、第2項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見の聴取等)

第11条 審議会、専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」という。)は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。



(社会福祉法等との関係)

- 第 12 条 民生委員審査専門分科会は、法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会とする。
- 2 障害者健康福祉専門分科会は、法第 11 条第 1 項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。
- 3 児童健康福祉専門分科会は、法第 12 条第 2 項において読み替えて適用される法第 11 条第 1 項に規定する児童福祉専門分科会とする。
- 4 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する審査部会とする。

(委任)

- 第 13 条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

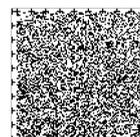
- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(柏市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 柏市附属機関設置条例(平成 8 年柏市条例第 6 号)の一部を次のように改める。
別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則(平成 25 年条例第 24 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

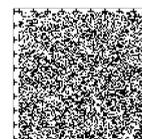
附 則(平成 25 年条例第 33 号)

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。



(2) 柏市健康福祉審議会 地域健康福祉専門分科会 委員名簿

氏名	よみ	所属など
阿部 和子	アベ カズコ	大妻女子大学教授
今村 貴彦	イマムラ タカヒコ	柏歯科医師会会長
川眞田 喜代子	カワマタ キヨコ	淑徳大学教授
小竹 恵子	コタケ ケイコ	前社会福祉法人柏市社会福祉協議会副会長
(会長) 小林 正之	コバヤシ マサユキ	柏市立介護老人保健施設はみんぐ施設長
清水 栄司	シミズ エイジ	千葉大学大学院教授
長瀬 慈村	ナガセ ジソン	柏市医師会副会長
(副会長) 中谷 茂章	ナカタニ シゲアキ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会会長
中村 佳弘	ナカムラ ヨシヒロ	柏市薬剤師会会長
藤田 武志	フジタ タケシ	松葉町地域ふるさと協議会相談役 (前柏市ふるさと協議会連合会会長)
古川 隆史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員
水野 治太郎	ミズノ ジタロウ	麗澤大学名誉教授



6 用語解説

あ行

NPO（特定非営利活動法人）

平成10年12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと。

か行

柏市民活動センター

市民公益活動が円滑に行えるように、情報、相談、交流、場の提供など、市民公益活動団体の活動拠点としてJR柏駅東口に開設。

柏市民健康づくり推進員

安心して暮らせる地域づくりを目指して、昭和57年度に柏市保健推進員制度を設置。平成10年度より「健康づくり推進員」と名称を改め、同時に生活習慣病の予防を目指して「食生活推進員」を新設。両者を合わせて「柏市民健康づくり推進員」と総称。

環境未来都市

政府の掲げる新成長戦略に基づき創設された制度で、環境、高齢化対応、経済・社会の活性化等の課題について、世界に誇る先進的な都市をつくるため、指定地域に国が集中的に財政支援や規制の特例措置などを実施するもの。

口コミ

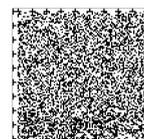
この計画においては、地域において信頼関係に基づき行われる口頭による情報の伝達をさす。インターネット等において匿名で発信される情報の伝達は除く。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る役目を担う人のこと。

権利擁護

地域生活に困難を抱えた高齢者や障害者などの「その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利など）を守ること。



コミュニティカフェ

喫茶店だが、その目的は営利ではなく、地域の人が主体的に運営し、人や情報の交流、地域デビューの後押し、チャレンジのきっかけとなる「場」を提供しようとするもの。

さ 行

災害時要援護者

災害時などに、ひとりでは避難することが困難な方。具体的には、傷病者、身体障害者、知的障害者をはじめ、身体的には健常者であっても理解能力や判断力、行動力をもたない乳幼児や、体力的な衰えのある高齢者、外国人などが挙げられる。

サロン

地域の中で、仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。

市民公益活動団体

市民公益活動を行う法人又は団体のうち、柏市内に事務所があり、主として柏市内において市民活動を行う団体のこと。

市民後見人

成年後見制度における後見人を、市民が担うもの。研修等により後見活動に必要な法律、福祉の知識や実務対応能力を備え、社会貢献として意欲的に本人の利益のために誠実に諸活動を行う。

社会的孤立

本計画においては、本人が望んでいないにもかかわらず地域における人間関係が希薄化し、身近に頼れる人がいない状態を指す。

生活困窮者

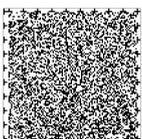
社会経済環境の変化に伴い、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

成年後見制度

判断能力が不十分な人の財産管理に関する契約等の法律行為を支援する制度。成年後見人等の選任・監督等を通じて家庭裁判所が関与する。裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約しておく「任意後見」とがある。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

Social(社会的)なNetwork(組織)を築くサービスで、参加者がネット上で互いに情報交換したりコミュニケーションをとることができる。



た 行

多職種連携

さまざまな職種の人が情報を共有し、支援の方向性を明確にし、それぞれの役割を担い、繋ぎ、支援する体制を整えること。

地縁型組織

地域を基盤とした活動を行っている組織のこと。柏市では、町会・自治会・区等やふるさと協議会などが該当する。

町会・自治会・区等

地域住民同士の助け合いや理解、親睦を図るなど、良好な地域社会を維持形成することを目的に活動を行う団体。

D V

配偶者（事実婚及び元配偶者を含む）からの暴力。ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。DVを防ぐために「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、平成20年1月11日に施行された。この法律は、今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的としている。

な 行

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気をいう。

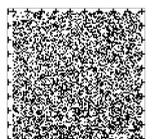
日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人が地域で自立できるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払いなどを行う。

は 行

バリアフリー

高齢者や障害者が社会へ関わりを持とうとするときに、社会の側でそれを妨げる障壁（バリア）があるとの認識のもと、バリアをなくすことで社会に関わりやすくする環境を整えようとする考え方。現代では、道路や建築物における段差解消など、まちづくりにおけるバリアフリーのほか、視覚・聴覚障害者等が支障なく情報を得られる「情報バリアフリー」、人々の意識から差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」など、ハード・ソフトに関係なくさまざまなバリアをなくす意味で用いられている。



福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

扶助費

社会保障制度の一環として、各種法令（生活保護法、児童福祉法）や市の条例に基づき、被扶助者の生活を維持するために支給される経費のこと。

ふるさと協議会

昭和55年以降、心のふれあういきいきとした住み良いまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」の推進組織として、各地域に「ふるさと協議会」が設立され、近隣センターを拠点にして、地域の実情に応じた様々な活動を行っている。

防災福祉K-Net 事業

災害時に支援を必要とする方（＝障害者や体力的な衰えのある高齢者、妊産婦や乳幼児など、一人で避難することが困難な方）がK-Netに登録することにより、町会等や民生委員等の協力により、地域で見守る体制を整え、災害発生時や災害の発生が予想されるときに、安否確認や避難支援を行うもの。

保護率

生活保護を受給している被保護人員の割合で、千分率で示すもの。

ボランティア

市民の主体的かつ自主的な活動又は活動者をいう。狭義には福祉分野における自主活動をいうが、広義にはあらゆる自主活動を意味する。

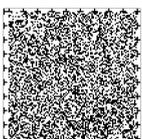
ボランティアセンター

ボランティアをしてみたい人やお願いしたい人の相談やコーディネート、ボランティアの養成講座、情報提供などを行うなど、市民のボランティア活動を広く支援する拠点。

ま 行

目的型組織

同じ目的のもとに課題解決に向けて活動する団体をいう。NPO、ボランティア団体などが該当する。



や 行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」の意。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。ユニバーサルデザインのまちづくりとは、高齢者・障害者・妊産婦・子ども・外国人を含むすべての人にとって使いやすい施設や設備を整備することをいう。

ら 行

ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。区分は、様々であるが、幼年期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高年期などに区分される。

療育

心身に障害のある児童（障害児）に対し、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することをいう。

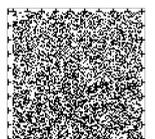
ロコモティブシンドローム

骨・関節・^{じん}靭帯、脊椎・^{けい}髄、筋肉・^{けん}腱、末梢神経など、体を支え(支持)、動かす(運動・移動)役割をする器官の障害により、要介護になるリスクの高い状態のこと。

わ 行

ワンストップ

複数の部署や機関にまたがっているものを、一度にまとめて行えるような環境のこと。



第3期 柏市地域健康福祉計画
平成 26 年 4 月

柏市 保健福祉部 保健福祉総務課
〒277-8505 柏市柏五丁目 10 番 1 号
TEL : 04-7167-1131 (直通)
<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>

